

番号	1
項目	都市整備局は高齢化や世の中の変化で住民の自主的な共益活動の維持が難しくなっている事を大阪市営住宅の敷地を含む家主としてどのような検討をしているのか又は他自治体とどのような情報交換をしているのか大阪市は公表すべき。
(回答) 住宅敷地の管理や共益費の徴収をはじめとする共益活動につきましては、その便益を享受されている入居者の皆様にご負担いただくべきものと考えており、入居者の皆様の経済的負担を抑制するためにも、入居者で組織する自治会等で共益活動を行っていただいております。 共益活動代行に関する検討内容や、他市町村との情報交換に関する資料につきましては、本市内部における検討・協議にかかる情報であり、公表することはできませんが、高齢化等により共益活動が困難になっていることは本市としても認識しております。そのような現状を踏まえ、現時点においては、共益活動の代行について、他都市事例の調査研究を進めるとともに、明らかになった課題について、解決に向けた法的検討等を行っております。	
担当	都市整備局 管理課 管理担当 電話：06-6208-9261 家賃収納担当 電話：06-6208-9262

番号	2
項目	将来起こりうる南海トラフ大地震の際、特に沿岸部の大阪市営の集会所に隣接する備蓄倉庫は浸水し備蓄物が使い物にならない事が予想されます。 大阪市は高層の大阪市営住宅を津波避難ビルとして指定しています、大阪市営住宅の空室を災害備蓄倉庫として自治会や町会が活用できるように対処すること。
(回答) 公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として整備されているものです。このため、その使用に際しては、法令や条例等により入居資格や家賃制度などが厳格に定められており、公正性、公平性を担保するために原則として公募により入居者を決定しているところです。 公営住宅等を災害備蓄倉庫などの本来目的以外で使用する場合、公営住宅等は国からの補助を受けて建設しているため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」により国土交通大臣の承認が必要とされており、公営住宅等の制度の趣旨、目的を阻害しない範囲に限り、目的外使用が認められることとされております。 また、目的外使用は、あくまで一時的な使用を前提としていることから、目的外使用を行った住宅は一定期間内に返還していただく必要があります。 このような制度上の制約に加え、災害備蓄倉庫として活用する場合につきましても、市域内における該当エリアの整備優先度や、対象者及び地域の範囲、民間住宅なども含めた施策の平等性などを踏まえ、まずは関係部局において本市施策として位置付けたうえで、市営住宅の活用等が必要であるとされた場合には、当局としても連携し協力してまいりたいと考えております。	
担当	都市整備局 管理課 管理企画担当 電話：06-6208-9272

番号	3
項目	近年、大阪市営住宅でも治安の悪化が問題視されています。 犯罪が起こった際に防犯カメラで犯人を検挙、解決に至る事で大阪市営住宅の住民の良好な居住環境の確保のために防犯カメラの設置をすること。
(回答) 本市の市営住宅は、公営住宅法に基づき整備をしております。 防犯カメラについては、現行の基準では設置が義務付けられていないため、本市では設置していません。 なお、入居者の合意に基づいて自治会等が防犯カメラの設置を希望する場合には、本市へ工作物設置等の申請を行い、承認を得たうえで、自治会等の負担により設置することが可能です。	
担当	都市整備局 保全整備課 設備担当 電話：06-6208-7834

番号	4
項目	2027 年度末までに蛍光灯の製造・輸出入が禁止されます、大阪市は LED 化されていない大阪市営住宅に対して設備更新して整備すること。
(回答) 本市では、約 11 万戸ある市営住宅ストックを良好な社会的資産として有効活用するため「大阪市営住宅ストック総合活用計画」を策定し、計画的な改修を実施しております。 市営住宅共用部照明が蛍光ランプとなっている約 89,000 戸の住宅については、順次 LED 化改修を行っております。	
担当	都市整備局 保全整備課 設備担当 電話：06-6208-7834